

平成25年度

豊川流域下水道実施計画書

公益財団法人 愛知水と緑の公社

豊川事業所

実施計画一覧

- 1 業務工程
 - (1) 業務方針
 - (2) 業務内容
 - (3) 業務の区域
 - (4) 流入水量及び汚泥発生量
 - (5) 関係法令
- 2 業務実施工程
- 3 業務実施体制
 - (1) 組織体制
 - (2) 総括責任者及び現場責任者
 - (3) 有資格者の配置
 - (4) 研修計画
- 4 安全管理
- 5 業務実施方法
 - (1) 各処理施設の運転方法
 - (2) 保守点検計画
 - (3) 施設維持管理計画
 - (4) 分析計画
 - (5) 汚泥処理処分計画
 - (6) 緑地管理方法
 - (7) 場内警備方法
 - (8) 計測点巡回計画
 - (9) 電気保安方法
 - (10) 接続点及び計測点の悪質下水流入時の対応措置
 - (11) 一般利用施設利用者への対応方法
 - (12) 見学者への対応方法
 - (13) エネルギーの使用の合理化の方法
 - (14) 調査研究計画
 - (15) 各種打ち合わせの実施方法
 - (16) その他
- 6 業務実施管理計画
 - (1) 工程管理
 - (2) 品質管理
 - (3) 報告
 - (4) 業務指標
 - (5) 環境管理
 - (6) 化学物質管理計画
- 7 非常時の体制及び対応
- 8 下水道の普及啓発活動の取り組み
- 9 その他必要な事項

1. 業務工程

(1) 業務方針

①水処理の運転方針

施設・設備を有効に活用した合理的な運転管理を行い、より少ないエネルギーで良好な放流水質を確保します。

②施設・設備の管理方針

安定した処理場運営がなされるよう、施設の構造や機能に応じて保守点検基準を策定し、計画的に施設の状況を的確に調査点検する。その結果に基づいて必要な修繕についてその手法と優先順位を定めて効率的に施設・設備の管理を行う。これにより、突発的な事故を未然に防止し、施設の延命化を図るとともに、維持管理コストの削減に努めます。

③汚泥の処理方針

発生汚泥の減量化に努め、適正な処理と処理コストの削減に努める。また発生した汚泥等については、有効利用先の確保および有効利用の促進に努めます。

④周辺環境への配慮

地域住民との融和に努め、悪臭、振動、騒音の発生の抑制に努めるとともに処理場内の清掃を行い、来訪者に不快感を与えないように努めます。

(2) 業務内容

- ①処理施設及び中継ポンプ場施設の運転、監視及び記録
- ②処理施設及び中継ポンプ場施設の保守点検、整備及び修繕
- ③下水、汚泥等の処理状況の把握
- ④水質試験等の実施及び水量等の測定
- ⑤水質分析機器等の保守点検及び整備
- ⑥し渣、沈砂、汚泥等の収集、運搬、処分及び有効利用並びに汚泥肥料の頒布
- ⑦浄化センター、中継ポンプ場及び一般利用施設の維持管理、清掃、緑地の手入れ及び警備
- ⑧計測点各施設の保守点検、清掃及び修繕
- ⑨処理施設及び中継ポンプ場施設の電気工作物に係る保安業務
- ⑩流入水量の計測
- ⑪接続点及び計測点の悪質下水流入時の対応措置
- ⑫計測点の巡回及び計測点各施設の機器類の保守
- ⑬計測点各施設の機器異常時の対応措置
- ⑭公害防止協定等で定める項目の分析及び測定
- ⑮一般利用施設の利用者及び浄化センター等の見学希望者に対する対応
- ⑯処理水の提供
- ⑰その他

(3) 業務の区域

業務の区域は、別紙1-1「処理区平面図及び処理場平面図」で示す区域のうち、供用している範囲。

また、接続点及び計測点については、別紙1-2「接続点及び計測点一覧表」のうち、供用している範囲。

ただし、愛知県の行う工事箇所はそのつど業務の区域から除外します。

(4) 流入水量及び汚泥発生量

① 流入水量

年間流入水量（予算水量） 24,064,000 m³

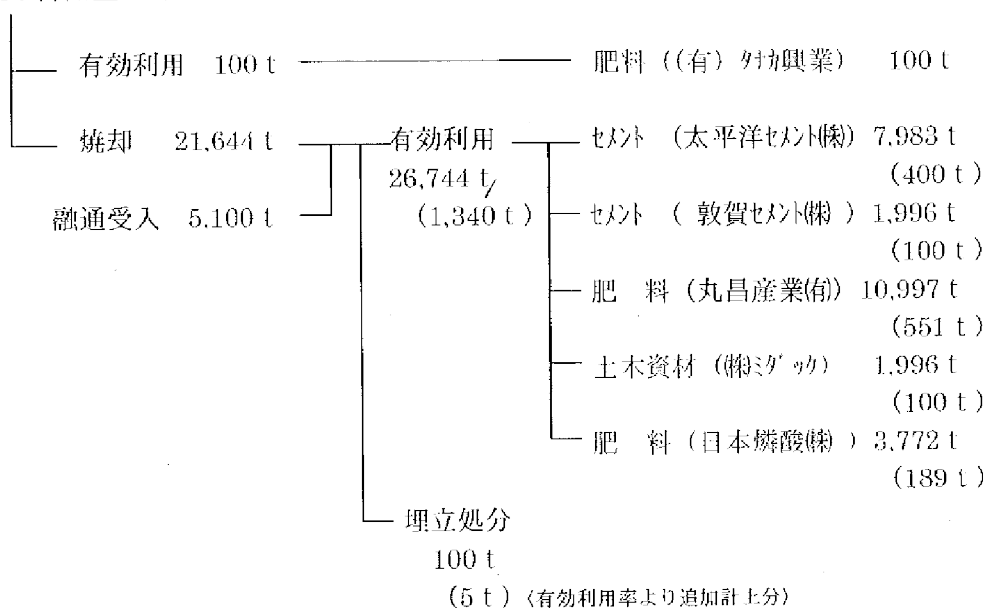
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
昨年度実績 (m ³)	1,867,835	1,854,306	1,971,932	2,064,403	1,983,762	1,892,905
本年度予測 (m ³)	1,845,130	2,079,001	2,207,212	2,311,387	2,145,551	2,223,546

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
昨年度実績 (m ³)	1,942,411	1,863,086	1,911,531	1,843,631	1,679,069	1,788,613
本年度予測 (m ³)	2,092,457	1,962,392	1,904,625	1,825,626	1,782,264	1,919,809

予測については前年同月の実績水量割合から按分して算出(昨年度実績3月量についても予測値)

② 汚泥発生量 (t)：最終形態量

年間脱水汚泥量 21,744 t



(5) 関係法令

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）
電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
愛知県流域下水道条例（昭和 55 年愛知県条例第 1 号）
愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号）
県民の生活環境の保全に関する条例（平成 15 年愛知県条例第 7 号）
その他の関係法令

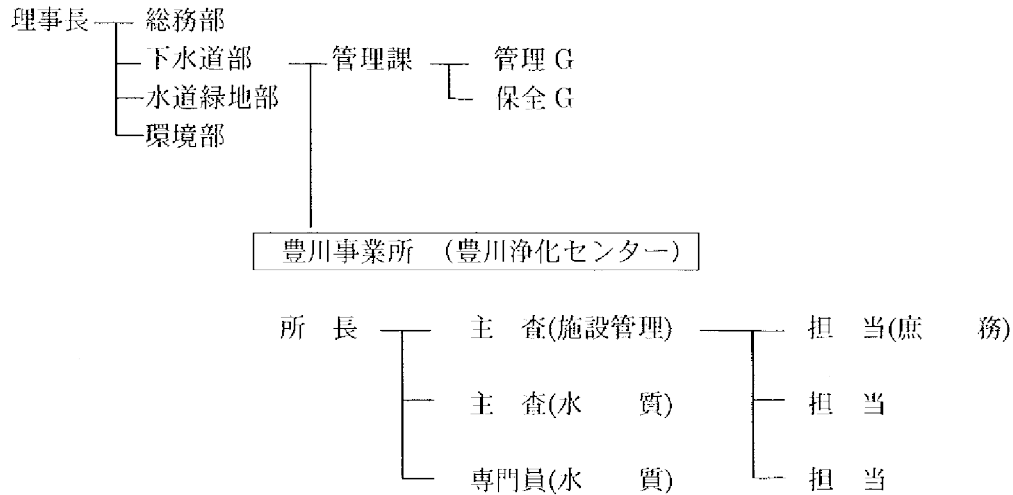
2. 業務実施工程

各業務項目の工程表

	4	5	3
水処理運転	←-----→			
汚泥処理運転	←-----→			
点検				
日常点検	←-----→			
月点検			
年次点検			
接続点（計測点）計装設備			←-----→	
計装設備			←-----→	
高圧電気			←-----→	
特別高圧				○
テレメータ設備			←-----→	
焼却設備			←-----→	
その他（直營業務等）				
クレーン設備（年次）		○		
修繕				
水処理設備各機器設備			
水処理設備各電気設備			
汚泥処理設備各機器設備			
汚泥処理設備各電気設備			
建築付帯・その他設備			
水質試験				
日常試験	←-----→			
中間試験	○	○	○
精密試験	○	○	○
接続点（計測点）水質試験	○	○	○
汚泥試験				
日常試験	○	○	○
精密試験	○	○	○
臭気測定（脱臭）		○		
排ガス測定		○		○
（作業環境測定含む）				
接続点（計測点）巡視			

3. 業務実施体制

(1) 組織体制



(2) 総括責任者及び現場責任者

業務全体を総合的に把握し調整する総括責任者、及び浄化センターの現場責任者を下記のとおり定めます。

総括責任者：下水道部長
現場責任者：豊川事業所長

(3) 有資格者の配置

法令に定めるところにより、必要とされる資格を有する職員を別紙3-1のとおり配置します。

(4) 研修計画

指定管理業務を適切かつ効率的に実施するために、以下のとおり公社内部で計画的に研修を企画・開催し、担当職員の技術力向上を図ります。

公社内部で企画・開催を予定している研修案

下水道行政	下水道行政、下水道計画等
下水道技術	水処理、汚泥処理、水理学、環境工学、電気工学、材料工学等

また、日本下水道事業団や下水道新技術推進機構を始めとする、外部団体が開催する研修や講習会等に対しても、積極的に職員を参加させると共に、外部団体から要請があった場合には、職員を研修会等の講師として派遣させます。

外部団体が開催する参加予定の主な研修・講習会等

下水道事業団	下水道研修（処理場管理、水質管理など）
新技術推進機構	下水道新技術セミナー、新技術研究発表会
下水道協会	下水道研究発表会、下水道技術職員養成講習会
その他	新技術関連講習、環境関連講習、関連法令講習、資格講習

4. 安全管理

業務を実施する上で、安全に留意し事故の防止を図るため、関係法令等に基づく安全対策を講じるとともに、公社で定めた「現場作業における安全・衛生対策指針」、「感染症防止マニュアル」に基づき実施します。

5. 業務実施方法

(1) 各処理施設の運転方法

基本的な維持管理計画に従い、処理施設の具体的な運転方法を次の通り定め、より安定かつ効率的な運転管理を実施します。また水質、水量、性状、汚泥発生量及びこれらの変動や設備条件等を的確に把握し、その状況に柔軟に対応します。

尚、詳細は水質検討会にて調整します。

	処理能力	運転方法	使用池数	備考
水 処 理	104,000 m ³ /日	2系 54,000 m ³ /日 凝集剤添加活性汚泥法	初沈 10池 反応槽 10池 終沈 10池	点検・修繕等により 使用池数を変更する 場合がある。
		3系 50,000 m ³ /日 凝集剤添加硝化脱窒法	初沈 8池 反応槽 4池 終沈 8池	
汚 泥 処 理	重力濃縮槽	452 m ² × 60 kg/m ² ・日	1池	水処理・汚泥処理の 状況により必要時に 運転する。
	機械濃縮機	21 m ³ /h × 必要時間 40 m ³ /h × 必要時間	1台 1台	
	脱水機 270 DSkg/h・台 147 DSkg/ch・hr・4ch	ベルトプレス脱水機 ロータリープレス脱水機	3台 1台	汚泥量にあわせて、 運転台数変更。
	焼却設備(脱水汚泥) 1号 25 t/日 2号 40 t/日 3号 70 t/日	流動床式焼却炉	1基 1基 1基	

① 水処理施設

○沈砂池

- ・流入水量に応じて、流入ゲートの開度を適宜調節し、ポンプ井の水位調整を行う。
- ・管渠に堆積した汚泥を除去するため、1日1回程度水位を下げる管理を基本とする。他、沈砂池流入ゲートを開閉することによるフラッシングを適宜実施します。

○汚水ポンプ

- ・3号、5号揚水ポンプの単独もしくは並列運転を基本とし、流入水量または流入負荷量の平準化を考慮して揚水を行います。

○最初沈殿池

- ・汚泥の堆積状況を汚泥界面計等により、随時、汚泥界面を把握し、汚泥が流出することの無いよう引抜量を適宜調整します。
- ・流入負荷量、反応槽の状況、汚泥処理状況等を考慮し、使用池数を適宜調整し対応します。
- ・各池への水量分配を、流入ゲートで適宜調整し、適切な流量分配を行います。
- ・スカムの除去を適切に行うために、スクラムスキマ（自動運転）の運転回数、運転時間を適宜調整します。
- ・最初沈殿池の底部に堆積汚泥を除去するため、汚泥掻き寄せ機を連続運転します。

○反応槽

- ・曝気風量の調整は、DO制御により行い、効率的な風量管理を行います。
- ・各池への風量を、風量調節弁で適宜開度調節し、均等に分配できるよう調整します。
- ・各池及び各槽への流入水量を適宜把握するとともに、流入堰等で開度調節し、適切な水量分配ができるよう調整します。
- ・活性汚泥量は、流入負荷量、水温等の状況や処理状況等を考慮して汚泥滞留時間を調節し、有機物、窒素、りん除去に努めます。
- ・返送汚泥量については、最終沈殿池における活性汚泥の堆積防止、嫌気槽における窒素除去効率向上等を考慮し、返送汚泥量を適宜調整します。
- ・りん除去等を目的に、ポリ塩化アルミニウム（PAC）の注入を行います。

○最終沈殿池

- ・汚泥の堆積状況を汚泥界面計等により随時把握し、汚泥流出の防止及び適切な水量分配とするため、汚泥引抜量及び流入ゲートの調整を適宜行います。
- ・スカムの除去を適切に行うために、スクラムスキマ（自動運転）の運転回数、運転時間を適宜調整します。
- ・最終沈殿池の底部に堆積した汚泥を除去するため、汚泥掻き寄せ機を連続運転する。
- ・脱窒等による汚泥の浮上による流出を防ぐために、散水等を行い対応します。

○薬品混和池

- ・次亜塩素酸ナトリウムを放流流量に比例して注入します。
- ・薬品使用量の経済性、放流先への影響を考慮し、必要最小量となるよう適宜調整します。

○再利用水設備

- ・終沈越流水をろ過して各施設に送水し、軸封水・冷却水・場内清掃等に利用します。

○マイクロストレーナ設備

- ・終沈越流水を取水し、マイクロストレーナによりろ過を行い、反応槽消泡・各設備の洗浄水等に利用します。

② 汚泥処理施設

濃縮設備

○重力濃縮槽

- ・最初沈殿池からの引抜濃度が適切に確保できるよう引抜量を調整し、濃縮槽へ投入します。
- ・濃縮槽で、適切な濃縮汚泥濃度が確保できるよう、調整し引抜量を決定します。

○遠心濃縮機 ベルト濃縮機

- ・反応槽の活性汚泥量を適切に保つために、適切な量を引き抜き、この汚泥量に見合った台数の濃縮機で、計画汚泥濃度まで濃縮できるよう調整し運転します。

汚泥消化設備

- ・汚泥消化設備の運転は基本的に行わない予定ですが、バイオマス利活用検討会における内容に従います。

脱水設備

○ベルトプレス脱水機 ロータリープレス脱水機

- ・濃縮汚泥量から脱水機の運転台数を決定し、脱水ケーキ含水率78%を目標に、ろ過速度及び高分子凝集剤添加率をより効率的となるよう調整し運転します。

③ 焼却施設

- ・年間を通して3号炉を主に運転し、当浄化センターから発生する脱水ケーキと、能力余裕の範囲で他浄化センターから受け入れた脱水ケーキを焼却します。
- ・計画保全に伴う停止期間は、基本的に融通処理を行わず1号炉及び2号炉を運転し対応します。
- ・発生した焼却灰は、30%程度に加湿し有効利用先へ搬出します。

④ 脱臭設備

- ・水処理及び汚泥処理等からの臭気を、活性炭吸着設備及び生物脱臭設備を適切に管理し、周辺環境への配慮、設備の防食対策、安全な作業環境を確保します。

⑤ 特別高圧変電所他受配電設備

○受電

- ・受電は1号線を通常使用とし、2号線を予備とします。

○変圧器

- ・1号使用を基本とした高圧1回線使用とし、2号を予備とします。

⑥ 給水設備

○上水受水・送水設備

- ・上水設備は、豊橋市から受入れ、一時貯留の後、各棟へ送水し使用します。

○井戸設備

- ・0号井戸及び1号井戸を運転するが、0号井戸を基本的優先機とします。
- ・井戸貯留槽にて一時貯留後、脱臭及び流動化槽等に給水使用します。

(2) 保守点検計画

設備それぞれに保守点検基準を定め、日常点検、定期点検を計画的かつ効果的に実施し、稼働状況及び劣化状況を把握します。

施設の保守管理内容及び主な保守点検等委託業務は、別紙5-1、5-2のとおりです。

(3) 施設維持管理計画

処理施設及び中継ポンプ場施設の整備・修繕については、各施設の安定した機能維持と整備・修繕のためのコスト削減を実現するため、各施設を予防保全と事後保全に分類し、整備・修繕を計画的かつ効率的に実施します。

① 予防保全に分類する施設

汚水処理の機能を担う主要施設については、予防保全に分類し、整備・修繕を実施します。

予防保全に分類された施設の整備・修繕の実施時期や内容については、これまでの維持管理実績を踏まえ策定した長期保全計画に従い実施します。

長期保全計画は、別紙5-3のとおりです。

② 事後保全に分類した施設

事後保全に分類した機器については、故障や劣化が確認された段階で速やかに整備・修繕を行うことで、処理場全体としての処理機能を維持します。

③ 今年度に予定している整備・修繕

今年度を実施を予定している主な整備・修繕は、別紙5-4に示します整備・修繕の計画のとおりです。

(4) 分析計画

処理状況の把握の他、放流水、発生汚泥、焼却灰等が、法令や条例、公害防止協定、環境保全計画等を遵守したものであることを確認するため分析を実施します。

今年度の分析計画は、別紙5-5のとおりです。

(5) 汚泥処理処分計画

基本的な維持管理計画に従い、汚泥等を資源として有効利用することを促進するため、汚泥等の性状及び発生量、受入停止リスク、有効利用率の向上及びコスト縮減を考慮して汚泥処理処分計画を策定し実施します。

し渣、沈砂、汚泥等の収集、運搬及び処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、マニフェスト管理により適正に対応する。また、廃棄物の適正な処理の促進に関する条例に基づき、追跡調査を適宜実施し、適正に運搬、処分が行われているか確認を行います。

また、県の施策に基づき、愛知県流域下水道事業全体での汚泥減量化設備の効率的な稼働、運搬についても、最適化を図ることができるよう計画し実施します。

汚泥肥料の頒布は、生産計画及び頒布申請に対する頒布計画を策定し、適切に実施します。

(6) 緑地管理方法

場内道路、緑地等について、適宜清掃、除草等を実施する。

主な委託業務は下表のとおりです。

業務名	工期	受託者
緑地等環境整備業務委託	4. 1 - 3. 19	未契約
緑地施設の維持管理	4. 1 - 3. 31	公益社団法人 豊橋市シルバー人材センター

(7) 場内警備方法

処理場の職員（メンテ職員を含む）は、建物や施設及び貴重品等の破壊、物品の盗難を防止し、異常事態発生時に備えてすみやかな対処ができるよう自主防犯に努めます。警備対象施設には下記の警備会社が各種センサーを設置し、警備管制センターとオンライン 24 時間集中監視することにより安全がモニタリングされ、適切な処置が可能となります。

業務名	工期	受託者
場内警備業務委託	H23.4.1 - H28.3.31	セコム(株)

(概要) 警備棟屋：管理本館、車庫、ガス庫、油庫、ポンプ棟、ブロワ棟、水処理、汚泥棟、管廊、特高変電所、工作棟、給水棟、再利用水棟、塩素混和池棟、消化槽、洗浄槽、ボイラー棟、濃縮汚泥移送ポンプ室、機械濃縮棟、コンポスト倉庫、1号・2号・3号焼却設備電気室。(但し、侵入警報装置は各棟1階窓及び出入口のみ。)

(8) 計測点巡回計画

計測点における悪質下水流入の監視、水質試験、pH 計及び流量計等の保守点検について、巡回計画を策定し実施します。巡回時は、不正投棄防止のためのパトロールを併せて実施します。計測点分析計画及び巡回計画は、別紙5-6、5-7のとおりです。

管渠及び管渠付帯施設（ゲート室含む）について、突発的な事故や故障が発生し、県から要請があった場合は、緊急点検、修繕等の対応を実施します。

(9) 電気保安方法

電気事業法に基づき、電気主任技術者を選任し、電気保安規程に基づき維持管理上必要な下水道施設の電気工作物に係る保安業務について統括管理を行います。また、電気保安規程に基づく電気保安上の観点から、場内施設の工事等の電気保安についても統括的な監督を行います。

(10) 接続点及び計測点の悪質下水流入時の対応措置

接続点及び計測点において流入下水の異常が認められた場合について、別紙5-8のとおり対応マニュアルを策定しこれに基づき対応します。常習的に発生する異常水質等は、県と協議のうえ排出原因の特定調査に協力します。

(1.1) 一般利用施設利用者への対応方法

一般利用施設について利用者が安全かつ平等に利用できるよう、利用許可要領を定め、これに基づき管理を行います。

(1.2) 見学者への対応方法

浄化センターに来場した見学者への説明は、見学者に合わせてビデオ・パンフレット等による説明、センター内の施設案内、下水道が自然環境の保全に大きく寄与していることを見学者にPRします。

また現場での施設見学は、見学者の安全が確保できるよう見学者数に合わせて誘導に必要な人数を配置し説明を行います。

(1.3) エネルギーの使用の合理化の方法

エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、エネルギー使用の合理化を、適正かつ有効的に実施します。この省エネルギー活動を効果的に実施するために、①消費されるエネルギー量及び管理状況の把握、②記録及び定期報告の作成、③エネルギー管理員の選任、④管理標準案の作成、⑤目標設定及び中長期計画への参画などを行います。

(1.4) 調査研究計画

処理場の効率的な維持管理や今後の施設増設や改築更新等への反映など、下水道技術の向上を目的に調査研究を実施します。今年度の調査研究計画は、別紙5-9に示すとおりです。

(1.5) 各種打合わせの実施方法

会議名	主催	日時	参加者	内容
水質検討会	公社 事業所	毎月上旬 (都度連絡)	都市施設整備課 運転保守業者 事業所(公社)	処理場の運転管理 処理法の水質管理 その他
第1回合同会議 (県-公社)	公社 事業所	6月上旬頃	下水道課 都市施設整備課 管理課、事業所(公社)	県公社の共通議題 その他
第2回合同会議 (県-公社)	公社 事業所	1月下旬頃	都市施設整備課 管理課、事業所(公社)	県公社の共通議題 その他
維持管理技術検討会	公社 事業所	2月上旬頃	下水道課 都市施設整備課 管理課、事業所(公社)	処理場の運転管理そ の他議題についての 検討
地震防災対策委員会 (年2回以上)	公社 事業所	未定 (都度連絡)	「浄化センター地震防災規 程」による	

建設工事工程会議	建設事務所	毎月上旬第2火曜日を原則	都市施設整備課 建設担当 工事監督委託業者 建設業者 運転保守業者 事業所（公社）	建設工事に関連する工程他
その他建設工事に関する事	建設事務所	随時	建設コンサルタント 建設業者 都市施設整備課 工事監督委託業者 運転保守業者 事業所（公社）	建設工事に必要となる調整等
その他必要となる打ち合わせ		随時	都度調整	都度必要となる事項

(16) その他

① 記録等の作成及び保存

・維持管理並びに経理状況に関する帳簿類は常に整理し、愛知県から流域下水道の維持管理業務又は経理状況に関する報告や実地調査を求められた場合には速やかに指示に従い、誠実に対応します。

・維持管理業務の業務状況の記録、各種マニュアル、点検結果記録及び作業記録写真等について愛知県から請求のあった際は、速やかに提示、提出が可能なように努めます。

② 愛知県への協力

・愛知県から、流域下水道の維持管理並びに流域下水道の現状・予算等に関する調査及び資料作成等の作業の指示があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行います。

③ 工事及び修繕の情報の交換

・公社が行う工事情報を定期的に愛知県へ提供し、また、あわせて愛知県の工事情報を提供を依頼します。

④ 愛知県が行う工事への協力

・愛知県が行う工事で浄化センター等の運転管理に影響のあるものについては、具体的な運転方法を愛知県に提供します。

⑤ 施設・設備の評価及び増設工事への提案

・愛知県が設置した施設・設備について、設備能力、使い勝手及び耐久性など今後の下水処理場の新增設計画及び改築更新計画に関わるものについて、愛知県へ情報の提供を行います。

・毎年度処理工程ごとの費用分析を行い愛知県へ報告します。

・施設設備の老朽化・陳腐化による改築工事の必要性や汚水処理量の増加による増設工事の提案を積極的に愛知県へ行います。

⑥ その他愛知県が実施又は要請する事業への協力

・緊急安全点検、防災訓練、普及啓発等のイベント、要人案内、監査・検査等への支援・協力、又は事業実施を積極的かつ主体的に行います。

・国立大学法人豊橋技術科学大学との共同研究について、平成 23 年 9 月 21 日付けで、国立大学法人豊橋技術科学大学、愛知県東三河建設事務所及び財団法人愛知水と緑の公社の間で締結した「豊川流域下水道における研究に関する連携協定書」に基づき、同研究により行われる研究に協力します。

⑦ 台帳の管理

・主要な施設・設備ごとの台帳を管理し、修繕、保全工事、改良及び廃棄等の記録を保存します。

⑧ 公害防止協定等への協力

・公害防止協定及び環境保全計画書等に関する事務・対応に協力します。

6. 業務実施管理計画

(1) 工程管理

「2. 業務実施工程」で管理を行います。

また、各種月報により進捗状況の確認を受けます。

(2) 品質管理

放流水・臭気・騒音・振動・排ガス・廃棄物・肥料等の各種基準値は別紙 6-1～6-5のとおりです。

(3) 報告

① 月報

月報については、翌月の 10 日までに愛知県へ提出します。

② 指定管理者業務実績報告書

年報の形式により、年度終了後速やかに愛知県へ提出します。

③ 維持管理年報の製本

維持管理年報を作成し、翌年度の 8 月末日までに愛知県へ提出します。

(4) 業務指標

6 月 20 日までに、前年度の業務指標を作成し、下水道維持管理サービスの向上を図ります。

(5) 環境管理

環境の国際規格である ISO14001 を取得し、これを適切に運用することで、この規格の基本理念に倣った管理を行います。

(6) 化学物質管理計画

PRTR 法に関連する化学物質管理計画は ISO14001 を適切に運用することで代用し、この計画の策定を達成したものとします。

7. 非常時の体制及び対応

(1) 非常配備体制

①「愛知県災害対策実施要領」及び「流域下水道の維持管理における非常配備実施要領」と整合した「非常配備要領」を別紙7-1のとおり定め、非常時に迅速に対応できるよう準備します。

また震度5弱以上の大地震発生時の対応については、「愛知県流域下水道地震時対応マニュアル」に従い適切に対応します。

②非常配備体制を配備したときは別紙7-2「非常配備体制報告書(速報)」にて速やかに関係機関に報告します。

(2) 事故及び情報報告の方法

事故等が発生した場合は、別紙7-3「火災・盗難・労働災害・外部情報等報告書」にて速やかに関係機関へ連絡します。

なお、外部情報については先に別紙7-4「外部情報記録表」に記録し、内容に応じて上記報告書を作成します。

(3) 防火管理方法(消防計画の引用)

防火管理規程を定め、防火及び防災管理の徹底を期し、火災を防止します。

(4) 電気保安の方法(保安規定の引用など)

保安規程を定め、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保します。

(5) 計測点水質異常時の対応方法

接続点及び計測点において、水質異常等が発生した場合は、「接続点及び計測点における水質等の異常時の対応マニュアル」に従い対応します。

(6) 地震時の対応方法

地震が発生した場合は、「愛知県流域下水道地震時対応マニュアル」に従い対応します。

(7) 訓練の実施

非常事態発生時に、迅速に対応できるよう各種訓練を実施します。訓練は次に掲げるものを計画的に実施し、その他必要に応じて随時行うものとします。訓練実施の報告は定められた様式に従い記録します。

(訓練内容【予定期日】)

- ・激甚災害訓練【7月上旬】
- ・防災訓練(通信訓練)【2月上旬】
- ・消防訓練【適宜】
- ・運転管理訓練(電気保安教育、薬品漏洩)等【適宜】
- ・救急救命訓練【必要に応じて】

8. 下水道の普及啓発活動の取り組み

公共用水域の水質保全や生活環境の保全において、下水道が果たす役割の重要性、正しい下水道の使用方法などを県民の皆様に積極的に広く普及啓発し、下水道への接続の促進や水環境問題への意識向上などの実現を図ります。今年度は、以下に示す普及啓発活動に取り組む予定です。

今年度実施を予定している普及啓発活動

実施場所	普及啓発活動	実施時期	内容
事業所	処理場見学	随時	処理場見学希望者に対して、下水道のしくみの説明や場内の見学会を開催する
事業所	親子下水道教室	7月～8月	夏休み期間中に親子を対象とした下水道教室を行い、楽しみながら学んでもらうカリキュラムを企画する
新川東部浄化センター、新川西部浄化センター	下水道フェア	9月	県及び新川東部流域下水道処理部会、新川西部流域下水道処理部会と協力して新川東部浄化センターと新川西部浄化センターにて、下水道フェアとして一般開放を行い、各種展示やアトラクション、場内の見学会等を実施する
下水道科学館	下水道普及啓発企画	随時	下水道科学館において水質分析実験や顕微鏡観察会など下水道の普及啓発企画を実施する。
本社及び全事業所	下水道普及啓発資料の作成・配布	随時	下水道の普及啓発を行うためのチラシやパンフレット、ポスターなどの作成や配布を行う。
本社及び全事業所	HPによる各種情報発信	随時	HPにより下水道の仕組みなど下水道の紹介を行うと共に、公社が企画する各種イベントの情報発信を行う。

9. その他必要な事項

- 1) 愛知県流域下水道の管理に関する基本協定及び平成24年度の愛知県流域下水道の管理に関する年度別協定に記載のない事項及び業務の内容・処理について疑義が生じた場合は、その都度、愛知県と協議を行います。
- 2) 業務実施に際しては、関係法令を遵守して必要な手続きを行うとともに、事故の防止に努めます。
- 3) 契約に関し、知り得た情報は第三者に漏らさず、秘密保持を厳守します。また、本契約により生じる一切の権利または義務を第三者に譲渡致しません。
- 4) 委託業務の執行にあたっては、予算の範囲内で行います。但し、予算水量の大幅な増減が予想される場合は、愛知県と協議を行います。

別紙一覽表

・ 処理区平面図及び処理場平面図、敷地内の主要な施設	別紙1-1
・ 接続点及び計測点一覽表	別紙1-2
・ 有資格者配置表	別紙3-1
・ 施設保守管理内容	別紙5-1
・ 主な保守点検等委託業務	別紙5-2
・ 長期保全計画	別紙5-3
・ 主な整備・修繕・工事実施計画	別紙5-4
・ 年間分析計画表	別紙5-5
・ 接続点及び計測点分析計画	別紙5-6
・ 接続点及び計測点巡回計画	別紙5-7
・ 接続点及び計測点における水質等の異常時の対応マニュアル	別紙5-8
・ 調査研究計画	別紙5-9
・ 放流水質等に係る基準値一覽表	別紙6-1
・ 汚泥等に係る基準値一覽表	別紙6-2
・ 悪臭に係る基準値一覽表	別紙6-3
・ 排ガス等に係る基準値一覽表	別紙6-4
・ 騒音・振動に係る基準値一覽表	別紙6-5
・ 非常配備要綱	別紙7-1
・ 非常配備体制報告書	別紙7-2
・ 火災・盗難・労務災害・外部情報等報告書	別紙7-3
・ 外部情報記録表	別紙7-4
・ 消防計画	別紙7-5